

## 【当院をご利用の皆様へ】

福岡市民病院では、患者様に安心して医療を受けていただくために、ご提供いただいた「個人情報」は、下記の目的で利用し、「個人情報の保護に関する法律」及び「福岡市個人情報保護条例」に基づき細心の注意を払って取り扱います。

福岡市民病院 院長

### 当院における患者様の個人情報の利用目的

#### 《当院での利用》

1. 患者様に提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 当院の管理運営業務
  - (1) 入退院等の病棟管理
  - (2) 会計、経理
  - (3) 各医療施設内部において行われる患者様、利用者等の医療事故防止、それらに係る報告および医療の質向上のための研究
  - (4) 患者様の医療サービスの向上
  - (5) 医療サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
  - (6) その他、当院の管理運営業務に関する利用
4. 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
5. 当院内で行われる医療に係る実習

#### 《当院外部への情報提供を行う場合》

6. 当院が患者様などに提供する医療サービスのうち
  - (1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス事業所、消防署等との連携
  - (2) 他の医療機関からの照会への回答
  - (3) 患者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
  - (4) 検体検査業務の委託、その他の業務委託
  - (5) ご家族等への病状説明
7. 医療保険事務のうち
  - (1) 保険事務の委託
  - (2) 審査支払機関への診療報酬請求書提出
  - (3) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
8. 会計、経理のうち
  - (1) 会計事務の委託
  - (2) 収納代理機関契約に基づく収納事務
9. その他、当院の管理運営業務に関する利用のうち、当院で使用している医療情報システム等の保守管理業務及び機能の変更等の委託
10. 事業者等からの委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知
11. 医師賠償保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
12. 医療の質の向上を目的とした症例研究で、外部の医療研究者を招く、又は合同で行う症例研究
13. 学会発表や学術誌発表などの研究について、医学・医療の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご本人の同意をいただいております。
14. 外部監査機関への情報提供
15. 福岡市個人情報保護条例（以下「市条例」という。）第7条による以下の場合
  - (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 本人の生命、身体又は財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (4) 上記以外に福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

- ・ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。また、これらの申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
- ・ 個人情報の取り扱いについての「お問い合わせ、ご相談」は1階医事課にお申し出ください。